

台湾正名運動の一環として解決にご協力を！

戸籍問題で法務大臣に訂正を要望

会長 小田村 四郎
おだむら しろう

九月初旬、台湾人女性と結婚した日本人男性から妻の戸籍の国籍を「中国」にされたといつて相談を受けたことがきっかけで、戸籍問題が浮上した。外登証問題は昨年の法改正で完全解決し、住民票問題も申請者の申請を受け入れる自治体が増えていることでは解決したが、まだ戸籍問題が残っていた。

戸籍において台湾出身者の国籍が「中国」とされるのは、昭和三十九年に出された法務省民事局長の「中華民國の国籍の表示を『中国』と記載することについて」という一片の通達だった。それ以来、婚姻・帰化・養子縁組などで台湾出身者の国籍は「中国」とされてきた。

そこで、小田村四郎会長は柳田稔・法務大臣宛に「要望書」を送達した。本会は台湾正名運動の一環として戸籍問題の解決に取り組みます。皆様のご理解とご協力をお願いします。
(台湾正名推進本部)

台湾出身者の戸籍に関する要望書

私ども日本李登輝友の会は、文化交流を主とした日本と台湾の新しい関係を構築することを目的として活動している民間団体です。

最近、台湾出身の女性と結婚した方から、婚姻届を提出した地元の市役所で妻の戸籍の国名を「中国」にされたと言つて「私は台湾人の妻と結婚したのであつて、中国人と結婚したわけではありません」という悲痛なお便りをいただきました。

当該自治体に確認したところ、「戸籍に関する事務は、法務省からの通達により国籍を省略できないことから、届出者の了解を得た上で、その他欄に『国籍 中国』と表記した」という返答でした。

そこで法務省に問い合わせると、「法務省からの通達」とは昭和三十九年六月十九日付で出された「中華民國の国籍の

